

所得税等 確定申告のご案内

市民税・県民税申告相談会場では、確定申告書の作成(所得税の還付・納付)はできません。

所得税・消費税(個人事業者)・贈与税の 確定申告相談会

会場:九州電力株式会社 大分支店(金池町二丁目)

期 間: 2月16日(木)～3月15日(水)

土・日曜日、祝日は、
2月19日(日)・26日(日)のみ開設

受付時間: 午前9時～午後4時

大分税務署による事前作成会 南九州税理士会大分支部による相談会

会場:九州電力株式会社 大分支店(金池町二丁目)

期 間: 2月7日(火)～15日(水)(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間: 午前9時～午後4時

※混雑緩和のため、当日配付する入場整理券が必要
です。オンラインによる事前発行も可能です。
配付状況に応じて後日の来場をお願いする場
合もあります。詳しくは、大分税務署へ問い
合わせください。

※確定申告に関するお問い合わせは、会場の九州
電力株式会社大分支店ではなく大分税務署へ
お願いします。

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利
用ください。

確定申告は電子申告で

確定申告は、パソコンやスマートフォンを使って、
e-Tax (電子申告) によるデータ送信ま
たは印刷する方法をご利用ください。



確定申告書等作成コーナーはこちら▶

※送信する際は、「マイナンバーカード」または
e-Taxの「ID・パスワード」が必要です。「ID・パ
スワード」は、事前に大分税務署で本人が職員と対
面による本人確認を行った後に発行となります。

確定申告書を郵送する場合

大分税務署(〒870-8616 中島西一丁目1-32)
へ。收受日付印が必要な人は、申告書の控えと切
手を貼付した返信用封筒を同封してください。

☎ 大分税務署 ☎532-4171

自動音声案内→0
1月16日(月)～
3月15日(水)

市民税・県民税申告相談会場

受付時間: 午前9時～午後4時

*市役所第2庁舎 6階大研修室は午前8時30分～午後5時

※確定申告書の作成(所得税の還付・納付)は行っていません。

会 場	期間(土・日曜日、祝日を除く)
市役所第2庁舎 6階大研修室	2月1日(水)～3月15日(水)*
明野支所 2階大会議室	2月1日(水)～3日(金)
鶴崎市民行政センター 2階大会議室	2月7日(火)・8日(水)
坂ノ市市民センター 大会議室	2月9日(木)・10日(金)
植田市民行政センター 2階大会議室	2月14日(火)～17日(金)
野津原市民センター 大会議室	2月21日(火)・22日(水)
大在市民センター 会議室	
大南市民センター 大会議室	2月28日(火)、3月1日(水)
佐賀関公民館 2階研修室1・2	3月2日(木)・3日(金)

●会場内では感染対策にご協力ください。また、発熱、せきなどの症
状がある人のご来場はお控えください。混雑具合によっては会場
の外でお待ちいただくこともありますのでご了承ください。

申告は郵便で

会場の混雑解消のため、郵便での
提出にご協力をお願いします。
添付書類は同封してください。



申告書の提出先

4年度未申告の人または提出済みで5年度も申告が必要と思わ
れる人には、1月下旬に「令和5年度市民税・県民税申告書」を送付
します。相談が必要でない人は、郵送または下記窓口に持参してく
ださい。

●市民税課(市役所第2庁舎3階)

●各支所(鶴崎・植田市民行政センターは各資産税事務所)

※郵送する場合は、市民税課(〒870-8504 荷揚町2-31)へ。

添付書類を返却希望される人は、切手を貼付した返信用封筒を同
封してください。

ご自宅のパソコンで 市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます

市の公式ホームページ上で、源泉徴収票などの資料を見
ながら収入や控除などを入力すると、市民税・県民税額
の試算や申告書の作成ができます。データ送信はできま
せんので、印刷して提出してください。

市ホームページ内で
「申告書 作成」と検索!

申告書 作成

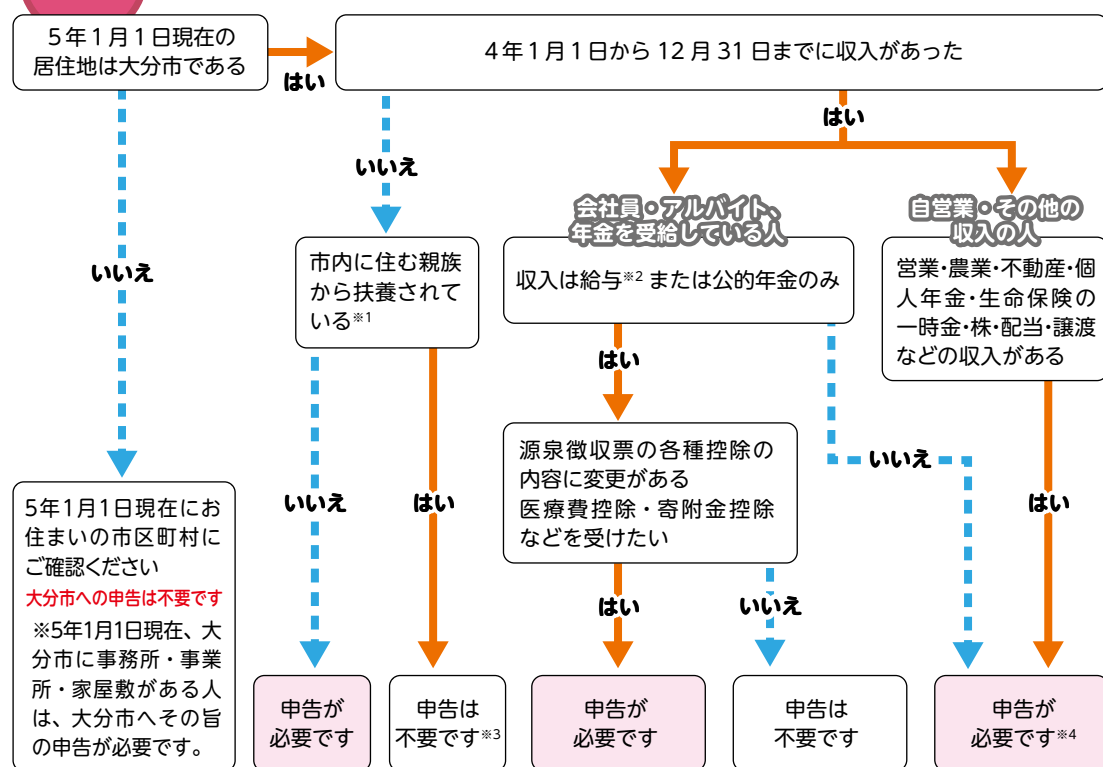
検索

☎ 市民税課 ☎537-5729 ☎537-5730

市民税・県民税の申告が必要かチェックしましょう

一般的な例です。当てはまらない場合もあります。

スタート! 税務署に確定申告書を提出する人は市民税・県民税の申告は不要です!



※1 親族が確定申告や給与支払報告書(年末調整)、公的年金等支払報告書などで、配偶者控除・扶養控除
の対象として税務署または大分市に申告している場合に限ります。

※2 勤務先から大分市に給与支払報告書が提出されている場合に限ります。提出されていない場合は、申告
が必要です。

※3 前年中の合計所得金額が1,000万円を超える人の同一生計配偶者は申告が必要です。

※4 所得税の確定申告が必要ない20万円以下の所得でも、市民税・県民税の申告は必要です。

申告に必要なもの

□ **マイナンバーが確認できる書類**:マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など

□ **本人確認書類**:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証など

□ **所得の計算に必要なもの(4年中の収入、事業経費に係るものに限ります。)**

● **給与所得者、年金受給者**…源泉徴収票、給与明細書、給与支払証明書など

● **給与・年金以外の収入があった人**…収入、必要経費が分かる帳簿や書類など

□ **所得控除、税額控除の計算に必要なもの(4年中に支払ったものに限ります。)**

● **雑 損 控 除**…罹災証明書、災害などに関連して支出をしたことが分かる領収書、保険金など
で補てんされた金額の証明書など

● **医 療 費 控 除**…①医療費控除の明細書、保険者等が発行する医療費のお知らせ

②セルフメディケーション税制の明細書

※控除の適用を受けようとする①、②いずれかをご用意ください。

※医療費控除は領収書のみでは適用できません。必ず支払った医療費などを集
計した明細書を作成して添付してください。(領収書の添付は不要です。)

● **社会保険料控除**…国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料などを支払ったことが分かる
領収書や証明書など

● **障 害 者 控 除**…4年12月31日以前に交付を受けた障害者手帳など(コピー可)

● **生命保険料控除**…生命保険、個人年金保険、介護医療保険の各種保険料控除証明書

● **地震保険料控除**…地震保険料控除証明書、旧長期損害保険料控除証明書

● **寄附金税額控除**…道府県や市区町村、寄附先の法人などが発行する寄附金受領証明書など

申告期限

3/15(水)

令和5年度
市民税・県民税の申告はお早めに!

申告は、市民の暮らしを支えていく大切な財源となる市民税・県民税の適正な課税を行うために必要な手続きです。
また、国民健康保険、介護保険、各種給付金などのさまざまな行政サービスに反映される重要な資料となります。

